

研究雑話 (17)

フランスの障害者教育・福祉事情 (一) …一九七五年・障害者基本法について

藤井力夫

E・セガンという人物に焦点をあてて障害児教育の創始の背景、障害児教育の原理、及びその後の展開において大事だと思ふことをお話ししてきました。今回から何回かにわけて現代フランスにおける障害者教育と福祉の事情についてお話ししたいと思います。フランスと日本、あるいはスウェーデン、デンマーク、それぞれの国で歴史も文化も違います。それを紹介したり理解することはとても難しい。とくに障害者問題は制度の問題であるとともに、たいへんプライベートな問題で、人間的な充実を求める問題でもあります。表面しか把握できないことが多い領域です。せめて市民としての生活、地域文化の問題として紹介できればと思います。第一回目は、一九七五年制定の障害者基本法についてお話ししたい。現代フランスの障害者施策の基本であり、「国際障害者年」(一九八一年)はじめこの間の世界の動向を切り開く契機をなした法律でもあります。

この法律は、一八三八年の障害者(精神障害者)法以来、はじめての本格的な改革だとされています。一八三八年法は、施設処遇への道を切り開きました。このことは、連載第一回で書きました。この時の精神は「友を招くように夕食を」。成人精神病棟に食堂をつくり、十人づつ友を招くように夕食をたべる。農場の開設。学校の開設。歌や散歩の重視。これが続く。だのしく夕食を「

は「道徳療法」の合い言葉として用いられたのでした。新しい器(制度)に新しい思想を入れる。そうした意味あいをもっていました。この時代から一五〇年を経て、「完全参加と平等」、「自立と社会参加」あるいは「ノーマライゼーション」。こう唱えられています。ただそれがなかなか実感をとまなわない。そうした面を残しています。実現の方策、どうもこれが今一つ明白でない。ここに問題があるようです。「施設を出て町で暮らす」。最近この言葉が使われはじめました。なんと具体的でしょう。ここには障害児教育創始期の思想、「友を招くように夕食を」、これに代わる精神の現代的な適用をみる思いがします。

各地域でどう実現するのか。一九七五年、フランスの障害者基本法はこの点で、とくに具体的にです。表に、予防施策の強化から、教育、労働、障害者手当、社会扶助、生活手段の拡大、各項目を列挙しました。このなかでCDES、COTOREPのところは下線を引きました。前者は特殊教育委員会、後者は進路指導職業斡旋技術委員会と名付けられます。これが

とても重要です。詳しくは次回以降にしたいと思います。背景には一九六〇年代以降の親の会の人たちの運動があります。これらは各県単位の最高の議決機関。前者は障害児の発達と教育に関して、後者は学校卒業後の就労、生活に関わる地域の最高の機関です。たんなる機関であれば、昨年改正・制定された日本の障害者基本法でも地方障害者施策推進協議会の役割が強調されています。フランスのこれら委員会、業務として障害の判定、教育の場の検討、あるいは就労機関の検討を行う。これは特殊教育手当や障害者年金、家族手当とも連動している。障害の判定を委員会としてやろう。委員会として地域での学校、あるいは作業・就労の場を用意しよう。一つでなく、できるだけ二つ用意しよう。委員会は各関係機関の代表者から構成され、親の会の代表、成年障害者の代表も構成メンバーに入っている。もし判定に不服がある場合には申し立てることができる。

(北海道教育大学助教授)

障害者基本法

Loi n° 75-535 du 30 juin 1975

d'orientation en faveur des personnes handicapées

前 提

- ・ 基本的権利の保障及び予防施策の強化 (1-2条)
- 教育保障
 - ① 早期発見、早期療育、障害児教育、職業指導の保障 (3-5条)
 - ② CDESの創設による障害の認定、給付条件、適正就学指導の合理化 (6条)
 - ③ 教育費の国家負担、寄宿費、治療費の疾病保険負担及び移送費の負担 (7-8条)
 - ④ 特殊教育手当及び障害児の母の老齢保険の創設 (9-10条)
- 労働保障
 - ① COTOREPの創設による障害の認定、職業指導、就労保障の推進 (11-25条)
 - ② 公務務及び公企業における雇用開発 (26-29条)
 - ③ 保護工場、労働援助センターの創設 (30-31条)
 - ④ 障害労働者の最低所得保障 (32-34条)
- 成人障害者手当
 - ・ 成人障害者手当及び補償的手当の改正と非労働障害者の一般制度への加入 (35-42条)
- 社会扶助
 - ・ 障害者に対する社会扶助及び社会扶助給付における障害者の扶養義務適用の廃止 (48条)
- ノーマライゼーション
 - ・ 生活条件の整備によるノーマライゼーションの推進 (48-56条)